

意見 1

山本泉南市長様及び関係各位

泉南市子どもの権利に関する条例施行の取り組みと、その重要性を理解頂き心より感謝申し上げます。

昨今の人口減少は当市においても深刻な課題であり、子育てに適した行政策と市民生活の整備が不可欠です。特に、若い世代の家庭が安心して生活・子育て出来る環境づくりが最優先と考えます。

以下に、市の子どもたちが安心して健やかに生活出来るよう、いくつかを提案を申し上げます。

1. 条例の理解促進に向けた取り組み

“せんなん子ども会議”の結果や内容は関係機関を通して共有されていると思われますが、それが子ども自身や保護者、家族全体へどの程度浸透しているかについては、課題が残る様に感じます。

以下の改善策が有効と考えます。

1-1 子ども会議の成果や要点を、市広報の一部に定期的に掲載する事。

1-2 教育委員会から全職員に対して、会議の内容を簡潔にまとめ情報を周知する事。

これらを通じて、条例の理念や取り組みを広く市民に共有し、市の一体感を高めて行く事が重要です。

2. 市民モニターや関係者への継続的な教育・研修の実施

現行の市民モニターに対する講習会は非常に有益であり、是非継続をお願いします。特に来年以降、一通りの講習が終了すると伺っていますが、年に1回程度でも良いので以下を実施される事を提案します。

2-1 モニター間での情報共有会議の開催。

2-2 スキルアップやリスキングを目的とした講習会や勉強会。

これらの取り組みにより、市民の意識向上や条例の実効性向上が期待されます。

3. 市民交流会の場を利用した意識啓発の強化

市民交流センターで毎年実施される「人権をテーマにした交流会」は非常に意義深い取り組みですが、教育委員会や教職員の参加が少ない事は課題です。このような交流の場に、子供やその保護者、祖父母、さらには教育関係者が集うことで、課題の情報共有や忌憚らない意見交換が可能になります。『いじめ、不登校、子ども間の不和の解決・防止』にも繋がると確信しています。是非、こうした交流を軸にした取り組みを検討いただければ幸いです。

4. 発生前の防止策の重要性

『いじめ、不登校、子ども間の不和』を未然に防ぐためには、発生後の対応だけでなく、日常的な事前防止策が必要です。例えば、交通事故防止における目に見える取り締まりや、指導走行が効果を上げるように、こどもたちの生活環境や教育現場でも、発生前に予防策を講じる事が効果的と考えます。具体的には、問題の兆候を察知し早期に対応できる仕組みの構築を強化すべきです。

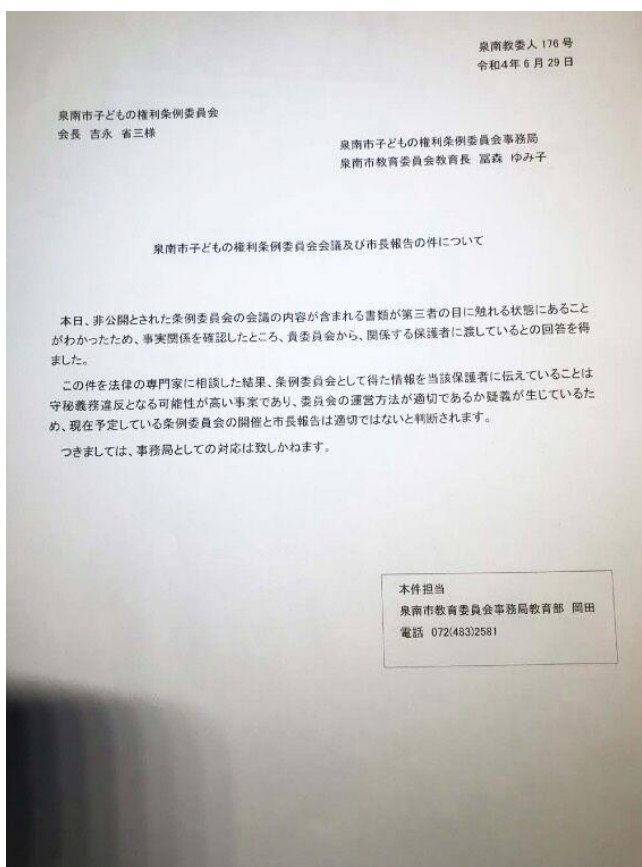
その他、条例が全市民に深く浸透し、実効性を高めるための活動は、今後も協力して参る所存です。引き続き、市の未来を担う子どもたちの為に、よりよい環境づくりに努めて頂きます様お願い申し上げます。

意見 2

泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）に対するパブリックコメント

以下、条例改正案に対する要望と、条例改正案の問題点を要望の理由として列挙します。泉南市の子どもが権利が侵害される事態となったときには、条例改正により設置される「子どもの権利救済委員会」によって、子どもの侵害された権利が擁護され救済されるように、以下の条例改正案の 7 箇所を改善してください。

1. 泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）（以下、「条例改正案」と記載）の第 15 条第 1 項において、「子どもの権利救済委員会」（以下、「救済委員会」と記載）を市長及び教育委員会が共同して設けると述べていますが、共同設置とはせずに、市長の附属機関とした上で事務局を子ども政策課が担うことを明記してください。



（理由）

現行の泉南市子どもの権利に関する条例で規定されている附属機関として「子どもの権利条例委員会」（以下、「条例委員会」と記載）が既に存在します。条例改正案に対するパブリックコメント募集のウェブページにも記載されている「令和 4 年 3 月の中学生の自死事案」について、条例委員会が市長に報告（第 10 次）しようとしたところ、泉南市教育委員会は事務局としての対応を放棄し、条例委員会の市長へ報告が行われなかったようにしました。（左に条例委員会会長に宛てた文書の写真を貼り付けます。）条例委員会は市長の附属機関ですが、当時、事務局は泉南市教育委員会人権国際教育課が担当しており、事務局として対応しないことで市長報告を妨害したのです。現在も泉南市教育委員会は添付した公文書を撤回していません。（第 13 次泉南市子どもの権利条例委員会報告第 1 回にその旨の記載あり）泉南市長が真に自らの対応（報告書受取拒否）を反省し、令和 4 年 3 月の中学生の自死事

案を真摯に受け止めているのであれば、附属機関の職務妨害を行った泉南市教育委員会と共同で救済委員会を設置することはやめるべきです。また、救済委員会の事務局について子ども政策課に質問したところ、「子ども政策課」が担当する予定だとの回答を得ていますが、責任の所在を明確にするためにも条例にどの課が事務局（庶務）を担うのかを明記し、附属機関の職務の妨害が二度と起きないようにしてください。

2. 条例改正案 16 条第 1 項第 2 号において規定されている救済委員会の調査対象に市民も加えてください。

（理由）

条例改正案の第 15 条第 2 項において、「市民等は、（中略）第 6 条第 1 項に規定する子どもの権利に根ざして救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます」と規定されています。現行の泉南市子どもの権利に関する条例第 6 条第 1 項では「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき」と記載されていますが、救済委員会の調査対象は「市及び子ども施設」のみです。例えば、家庭内での虐待が疑われる

事案について相談、救済の申立てが子どもから行われた場合、当該子どもの保護者（市民）に聞き取りを行ったりはせず、子ども施設である家庭児童相談所等の話のみを聞き取るのでは公平な調査とは言えないと思います。

3. 条例改正案 16 条第 1 項で規定された救済委員会の職務に、相談及び救済の申立てを行った者（申立人）に対して調査の結果を報告することが規定されていません。申立人に対して報告を行うことも明記してください。

（理由）

救済委員会が、救済を申立てた者に対して報告することは規定されていないのに、年次的に市長及び教育委員会に報告を行うことが規定されているのは、人権侵害に苦しむ子どもを第一に考えて条例改正を行っているとは思えず、不安を覚えます。

4. 条例改正案の第 17 条第 2 項（救済委員会に関する市等の責務）において、「子どもの権利相談員」を市長が置くと規定されています。「子どもの権利相談員」という名称から相談を受ける役割を担うと考えられますが、当該相談員が受ける「相談」と救済委員会の職務である改正案の第 15 条第 2 項に基づく「相談」とはどう違うのかを明記し、救済委員会の職権が「子どもの権利相談員」に侵害されないような条文を付け加えてください。

（理由）

条例改正案 16 条第 2 項において、「子どもの権利相談員」を市長が置く目的「救済委員会の職務の遂行に必要な補佐を行うため」は記載されていますが、「子どもの権利相談員」の職務は改正案のどこにも明記されていません。「救済委員会の職務の遂行に必要な補佐」とは具体的にはどのような事務を指すのか不明で、必要であると誰が判断するのかも不明です。

救済委員会の独立性を尊重するためにも、救済委員会の職務の遂行に必要な補佐に該当する事務は、救済委員会自身が判断すべきであり、「子どもの権利相談員」の職務（事務）は救済委員会の命により行われることを明記すべきです。

5. 条例改正案第 17 条第 4 項で規定されている条件整備等が具体的に何を指すのか分かりにくいので、市民にわかりやすい条文にしてください。

（理由）

規定されている「救済委員会と市民等がパートナーシップを育むことができる条件整備等」がどのようなものなのか、改正案の条文ではわかりません。子ども政策課に問い合わせましたが要約すると「子どもの人権侵害の相談と救済」が行われるように（相談救済に繋げるために）日頃から子どもと接する機会のある市民（11 条のせんなん子ども支援ネットワークに参加している市民を想定）に救済委員会の存在や職務を広報して認知してもらうことで、人権侵害に困っている子どもと接したときに救済委員会に繋げることができるようにしておくことが救済委員会と市民等がパートナーシップを育むことができる条件整備なのだそうです。

6. 条例改正案第 19 条においては、略称を使用せず、「子どもの権利条例委員会」と明記して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関の目的や機能を規定してください。

（理由）

附属機関を設置するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、条例において附属機関の目的や機能を定めなければならないとされています。市長の附属機関である「子どもの権利条例委員会」についての規定は、条例改正案の第 19 条において規定されていますが、「子どもの権利条例委員会」と明記せず、略称である「条例委員会」と記載されています。つまり、条例改正案は、附属機関の目的や機能を規定した条文において「条例委員会」との記載で規定がされています。略称を使用するのなら、正式な名称において附属機関の目的や機能を規定した後、略称を使用すべきだと思います。私は「子どもの権利条

例委員会」の名称が変わったことにされるのではないかと危惧しています。

7. 改正部分ではないのですが、第 2 条の用語の定義に「市」が何を指すのかを明記してください。

(理由)

「市」との記載では、市長部局のみを指すとの誤解が生じる可能性があるため。

以下は条例改正案への要望ではありませんが、意見と要望を記しておきます。

- 条例で規定せず、規則によって規定する事項も明示した上でパブリックコメントを募集してください。例えば、救済委員会の委員となる「子どもの権利に関する識見をもつ有職者等」がどのような職業の人で、何人で構成されるのかなどがわかると市民もイメージしやすいと思います。また先述したように、「子どもの権利相談員」の相談と、救済委員会が行う「相談」がどう違うのかも示されないままパブリックコメントを求められると、必要な情報がないのに意見を出さねばならず、理不尽に感じています。
- 救済委員会が行う調査が、どのような手順で行われるのかが明示されていないため、人権侵害で辛い状態にある子どもがどのように救済されるのかがイメージしにくいです。
- いじめも重大な人権侵害であり、救済委員会が行う調査は、いじめ防止対策推進法で規定されている調査とも重なる部分が生じると考えられます。例えばいじめ重大事態の調査は学校長が当該事案を重大事態であると判断しなければ、調査は行われませんが、救済委員会の調査は救済を申立てる事で調査が行われます。市民（特に児童生徒の保護者）に対して救済委員会の行う調査、いじめ防止対策推進法に基づいて行われる調査の違いがわかるように説明や広報を行うことも必要だと思います。救済委員会についての市民への広報の文書、あるいは泉南市いじめ防止基本方針のいずれかに救済委員会の調査といじめ防止対策推進法が規定する調査との違いを明記して、人権侵害に苦しむ子どもが申立てを行いやすい方へ申立てを行い、救済されるようにしてください。

以上

意見 3

泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）に対するパブリックコメント

* 趣旨に関する基本的な誤りに関して

【泉南市では、市長及び教育委員会の附属機関である公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置するにあたり、子どもの権利条例委員会や子どもたちの意見も聞きながら、子どもの相談救済機関について検討を進めてきました。】

1, 令和 4 年 3 月の中学生の自死事案に関して「子どもの権利条例委員会」が調査に基づく確な調査報告と意見をあげていたにもかかわらず、教育委員会が調査に基づく確な調査報告と意見を無視し、市長に対して調査報告受け取りを拒否するよう働きかけたことを忘れてはいけません。そもそも教育委員会事務局、教育委員の無能さが令和 4 年 3 月の中学生の自死事案を引き起こしたのである。まず行わなければならないのは、教育委員会の無能さの改善である。そのためには、教育委員会の附属機関としての公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」の設置を行ってはいけなのである。市長直属の公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置しなければならないのである。

【令和 4 年 3 月の中学生の自死事案を真摯に受け止め、このたび現行の「泉南市子どもの権利に関する条例」に、子どもの権利救済委員会を位置づけるよう、条例改正することと致しました。】

2、市長直属の公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置を行うことを明示すべきである。

【「泉南市子どもの権利救済委員会」は、子どもが、「いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる」機関です。「泉南市子どもの権利に関する条例」第 6 条の規定に基づき、市長と教育委員会による共同の附属機関として設置します。】

3、市長と教育委員会による共同の附属機関という発想自体が誤りである。令和 4 年 3 月の中学生の自死事案を真摯に受け止めるのであれば、教育委員会から独立した公的第三者機関でなければ、問題解決はできないのは明白である。

【子どもの権利救済委員会の役割としては、子どもの声を直接聴き、救済の申し立てを受けること。また必要に応じて調査や調整を行い、その結果、必要と認めるときに関係機関に対して、是正措置を講じるよう、勧告や制度の改善等を意見表明するといった、子どもたちを救済する内容となります。】

4、関係機関に対して、是正措置を講じるようとするが、関係個人、関係人物に対して是正措置を講じるよう意見表明するのでなければ、具体的な問題解決とはならない。

* 条例案に関して

1, 第 3 章第 15 条

「市長及び教育委員会は共同して」→「市長は」とする。

（理由）令和 4 年 3 月の中学生の自死事案を真摯に受け止めるのであれば、教育委員会から独立した公的第三者機関でなければ、問題解決はできないのは明白である。

2, 第 16 条（2）

「必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。」→「必要な調査を市及び市民及び市内各種諸施設（学校など児童生徒が利用する諸施設全般）に対して行うこと。」

（理由）必要かつ適切な調査を行うには、市民個人を含めて調査対象を広範囲に設定する必要がある。

3, 第16条(3)

「…是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。」→「市及び市民及び市内各種諸施設（学校など児童生徒が利用する諸施設全般）に対して是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。」

（理由） 勧告、要請、意見表明を行う対象を明確化すべきである。対象には市民個人を含めるべきである。

意見 4

泉南市子どもの権利に関する条例改正(案)に対する意見について

本条例の改正案にあたっては、市長を先頭に再び子どもの自死を起こさない決意をもって救済制度の創設を検討されていることに敬意を表します。

子どもの権利救済委員会（以下、救済委員会）が、子どもたちが使えるものとして、そして真に救済することができる権限と機能が付与される制度となることを願い、今回の改正案に係る意見を提出します。

1 市長と教育委員会との共同設置ではなく、市長の附属機関として置いてください。（第15条第1項）

令和6年5月、中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会（以下、第三者委員会）から、子どもの権利条例委員会（以下、条例委員会）に関係する教育委員会の対応の問題点が報告されました。条例委員会はその報告を受け止めて検討する中、同年7月22日に提出した第13次市長報告（第1回目）では改めての要請として教育長の見解の表明を求めました。しかしながら、書面はもとより対話の機会も作っていただけない状況が続いています。

その後、同年8月26日に条例の検証を行うための市民モニターの会を開催しました。その場では市民モニターの方より、教育長が何も語ってくれないことから「子どものことを本当に考えてくれる教育委員会なのだろうか」と不安と不信が伝わってきました。

このように未だ子どもの自死事案に対する教育行政としての責務が果たされていると言えない状況において、私は教育委員会が救済制度の設置者になることがよいとは思えません。教育委員会が先ず取り組むことは、これまでの対応の問題点や再発防止に向けた説明であり、救済委員会の設置は市長に附属する公的第三者機関として出発することが最善であると考えます。なお、第三者委員会も「学校や教育委員会からの独立を確保するために、市長の附属機関とすることが望ましい」と提言していることを申し添えます。

2 救済委員会の職務遂行に対する市の義務規定を「積極的に協力し援助するものとし」ではなく、「積極的に協力し、援助しなければなりません」と制度上の義務規定をより明確にしてください。（第17条第1項）

救済委員会が子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立って救済する責務を果たすためには、何よりも市の機関からの積極的な協力と援助が、制度として担保されることが不可欠です。

「するものとする」という義務規定は、市の機関の自覚にゆだねる余地があり、救済委員会の調査方法や是正措置の勧告、制度改善の要請等が実施機関の意向に沿わないときに、積極的に協力援助を果たしていただけない懸念があります。

現に子どもの自死事案でも、教育委員会は公的第三者機関たる条例委員会の検証の実施や意見表明に対する積極的な協力援助の義務を果たしていただけていませんでした。なお、現行の条例第16条第3項には「条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し、援助するものです」とあり、この規定では協力援助義務を果たしてもらえず、条例委員会が機能不全に至ったという事実を重く受け止める必要があります。新たに設置される救済制度には、このようなことが再び起こらないように「積極的に協力し、援助しなければなりません」とより明確な規定に修正いただくことを要望します。

私は救済委員会に対する市の機関の義務が、行政側の勝手な都合で形骸化されることがないよう、制度上の明確な義務規定として定めることによって、市民に「これからは必ず子どもを救済する」というメッセージを強く届けることにつながっていると思っています。

3 救済委員会が独立性と自律権を発揮して取り組めるよう、事務局の位置づけと担当職員の責務を条例に明記してください。（条例第17条第2項）

改正案では、救済委員会の職務遂行にあたり市長が子どもの権利相談員を置いて救済委員会の必要な補佐にあたる、とあります。一方、条例委員会は令和6年10月18日に提出した第13次市長報告（第2回目）において、事務局の位置づけと職員の責務を条例に明記することを提案しています。（9ページ下段「第17条第6項」）

例えば、救済委員の勤務が週1回程度になると想定されると、常勤となる職員が市の機関との連絡・調整の役割を一定果たすものと考えられます。この連絡・調整の過程の対処が恣意的に流れ、救済委員の意向と違うようになると救済委員の職務遂行に大きな支障が生じます。

子どもの自死事案では、教育長は条例委員会の事務局であるとして、市長報告を出させなかったり会議を開催させなかったりと、条例委員会の独立性と自律権を損なうことが起こりました。このようなことが再発しないよう、条例には事務局を担う市の機関の職員は救済委員の職務に係る事務について、救済委員の命に服して所掌し、必要な補佐に努めることを明記することが、救済委員会の独立性と第三者性、つまり自律権の確保につながり、制度運営の実効性を担保するものと考えます。

以上の3点は、建物に例えるならいずれも屋台骨を支える制度運営の柱となる内容のものです。1本が抜けても救済制度の実効性を危うくする可能性があります。救済を求める権利主体としての子どもが希望を持てるよう、そして条例とともに育ってきた子どもや若者たちが書き継いだ前文に応える条例改正となるよう上記修正を切に願っています。

意見 5

泉南市子どもの権利に関する条例改正(案)に対するパブリックコメント

市長および教育委員会の附属機関である公的第三者機関として「泉南市子どもの権利救済委員会」を設置するための条例改正（案）について、条例制定以来、長年にわたって議論されてきた「子どもの相談救済」にかかる付属機関が設置されることに対して、市長、教育長をはじめ泉南市職員及び教育委員会職員の皆さまのご努力、ご尽力に敬意を表するとともに、お礼申し上げます。

なかなか進まなかった議論が、令和４年の中学生自死事案を真摯に受け止めて相談救済機関設置が進んだという点については、「やはり痛ましい事故が起きなければ、行政は動けないのか」という落胆と「早くに相談救済機関を設置していれば、救えたのではないか」という後悔が残ります。この点は、市行政職員及び学校教職員はもちろん、泉南市のすべての大人が忘れてはいけないと思います。

このことを無駄にしないためにも、設置されれば大阪府内で初めての公的第三者機関となる「子どもの権利救済委員会」を、子どもたちにとって相談しやすい機関にするために、今回の条例改正（案）等について、５点意見したいと思います。

【意見１】前文「泉南・子ども・憲章」の内容の追加について

今回の条例改正に際し、この条例とともに育った子どもや若者たちが前文を書き継いだ点について、書き継いだ前文の作成にかかわった方々に敬意を表します。その内容から、子どもの権利条例とともに育った子どもたちの成長、子どもたちが条例を大切に思っているということが伝わる文章の内容に、泉南市の大人としてうれしく思いました。２０１２年に大阪府下の他市町村に先駆けて「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定した泉南市ならびに泉南市議会の判断は正しかったと思います。この文面を条例前文である「泉南・子ども・憲章」に加えるとともに、子ども、市職員をはじめ広く市民に知らせていただきたいと思います。

また一方で、後半の「<でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。>」の一文から、現条例が子どもたちにとってまだまだ不十分であることを、読み取ることができます。これまでの第１次～第１３次の「子どもの権利条例委員会」報告からも指摘されているように、「救済委員会」設置をはじめ子どもの権利条例の多くの条文について未実施の部分があります。「子どもの権利」を知るだけではなく、条例を活かして制度やしきみを作ることが、大人に求められています。これまでの「条例委員会報告」をもう一度見直し、子どもの視点に立って、必要な制度やしきみを早急に作ることを要望します。

【意見２】第１５条（子どもの権利救済委員会の設置）および第１６条（救済委員会の職務）について

「子どもの相談救済機関」が子どもの権利条約に対するコミットメント(誓約、約束、責任)を負う公的機関として、とくに「子どもの意見の尊重」を通して「子どもの最善の利益」を図ることを推進および促進する機関であるために、①子どもの権利擁護の専門性、②第三者としての独立性、③調査等に必要な権能・権限が法制度上の基盤により確保されることが必要であると、これまでの条例委員会報告において幾度となく指摘されています。

「①子どもの権利擁護の専門性」については、第１５条第１項において「子どもの権利に関する見識を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会」とされています。また「③調査等に必要な権能・権限」については、第１６条第１項において明文化されているように思います。しかし、「②第三者としての独立性」については、第１７条第１項において「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力する」とあります。この文面（独立性の尊重、協力し援助する）では、救済委員会の独立性が十分に担保されているとは言い難いと思います。やはり、第１５条の中に救済委員会の第三者機関としての独立性について、きちんと明

記すべきだと思います。

救済委員会が活動する状況は、今回の自死事案のように、子どもや保護者が、行政や子ども施設などと対立する場面が、想定されます。そのような中で、救済委員会の独立性が担保されていなければ、子どもや保護者が安心して救済委員会に相談・救済の申し立てをすることが、できません。また、救済委員会も、子どもや保護者の立場に立ち切
って職務を遂行することができないと思います。救済委員会の独立性について、第 15 条の中にきちんと明記していただ
きたい。

【意見 3】第 17 条第 2 項「子どもの権利相談員」について

救済委員会が第 16 条にある職務を遂行するために必要な補佐を行うために置かれる「子どもの権利相談員」については、救済委員会と同様に①子どもの権利擁護の専門性、②第三者としての独立性、③調査等に必要な権能・権限が法制度上の基盤により確保されることが必要です。しかし、第 17 条第 2 項では、市長が子どもの権利相談員を置くこととなっており、上記の①～③が十分担保されるとは思えません。市長ではなく、救済委員会の指示によって活動する相談員となるよう、設置者の変更など条文の変更をお願いします。

【意見 4】第 19 条「子どもの権利条例委員会」について

第 19 条第 2 項において、子どもの権利条例委員会を設けることが書かれていますが、正式名称である「子どもの権利条例委員会」ではなく、略称である「条例委員会」となっていることに、違和感があります。第 16 条第 2 項で救済委員会の職務の一つとして条例委員会への協力が明記されているところで（以下「条例委員会」といいます。）との注釈があるためだとは思いますが、子どもの権利条例委員会の設置は 19 条第 2 項において規定されるものであり、その条文に正式名称が書かれていないのは、変です。子どもの権利条例委員会の扱いが軽くなるように感じます。第 19 条第 2 項より前で子どもの権利条例委員会のことが書かれている条文は、第 16 条第 2 項だけです。子どもの権利条例委員会の表記についての注釈は 19 条第 2 項に入れて、条例委員会と省略するのは 19 条第 3 項以降でもよいのではないのでしょうか。

また、令和 6 年 10 月 18 日に子どもの権利条例委員会から提出された第 13 次泉南市子どもの権利条例委員会報告（第 2 回）において、「提案 I：条例第 16 条に必要な改正案－条例と条例委員会と新たな救済制度との整合性」が提起されています。しかし、この提案内容が、今回の条例改正（案）には全く反映されていません。これまで条例委員会報告で再三指摘された「相談救済機関」の設置ができなかったために今回の自死事案が起こってしまったという反省の上に立つのであれば、泉南市子どもの権利に関する条例の運営状況について最も熟知している条例委員会の報告内容を無視することはできないはずです。なぜ条例委員会報告の内容が反映されないのか、特に条例委員会提案の改正案第 2 項～第 5 項について反映しなかった理由を明らかにしてください。

【意見 5】第 17 条「救済委員会に関する市の責務」について

第 17 条第 3 項「市及び子ども施設は、救済委員会の機能が充分果たされるよう、第 8 条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとします。」とあります。第 8 条では、第 1 項で市や子ども施設の職員に対して、第 2 項で子どもに対して、第 3 項で親その他の保護者・市民等に対して、子どもの権利に関する積極的な教育・研修・啓発および学習機会の提供を行っていくという趣旨が規定されていますが、新設される救済委員会の存在および同委員会への相談方法などを周知することも、8 条に基づく取り組みに含まれることになると思います。しかし、第 17 条第 3 項の「取組を実践する」だけでは、内容が伝わりにくいのではないのでしょうか。たとえば、埼玉県こども・若者基本条例では第 14 条第 2 項に「県は、……埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。」との規定があります。参考にしてはどうでしょうか。

ここからは私の私見ですが、今回新たに設置される救済委員会が子ども保護者からの申し立てを受けて職務を遂行す

るということは、今回の自死事案と同様の事態が起こっているということになります。それは、救済委員会が活動する前に子どもや保護者が苦しんでいるということです。これは、今回の自死事案の教訓を生かしたことになるのでしょうか？泉南市は「こどもにやさしいまち」と言えるのでしょうか？私は、救済委員会に子どもから申立てがあるようではだめだと思っています。そうならないための工夫が必要だと思っています。

また、子どもが救済委員会に直接申立てをすることは、子どもたちにとってかなりハードルが高いと思っています。これまでのせんなん子ども会議や小学校勤務の経験から感じるのですが、子どもたちが悩みや相談事を話すのは、見ず知らずの大人ではなく、自分のことを知ってくれている大人、自分のことをしゃべっても受け止めてくれる「大丈夫」だと思える大人だと思います。それは私たち大人も同じだと思います。また、子ども自身が自分の置かれている状況を理解できなかったり、つらいことをうまく表現できなかったりすることもあります。また、親や教師など相手との関係性が崩れることを恐れて、しんどいことを他の大人に言わないこともあります。大ごとになると大変だからです。今の泉南市の状況で、子どもが救済委員会や相談員に申立てをすることはほぼないのではと思います。子どもたちが安心して相談できる環境づくりが必要です。

しかし、泉南市では、これまでの取組の中で「子どもに寄り添い、子どもの話を受けとめる大人が、子どもの身近なところにいてほしい」との願いから『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』の研修・登録を行っています。泉南市のすべての子ども施設で働く教職員や大人はもちろん、泉南市にかかわるすべての大人が『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』となり、子どもに寄り添い、子どもの話を聞く大人として、子どもたちの身近に存在すれば、子どもたちが安心して生活できる「こどもにやさしいまち」になると思っています。そのためにも、まずは市長、副市長、教育長をはじめ各部課長、各学校園所長などの管理職が研修を受けて『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』になってください。まず管理職が、職員に対して模範を示すべきです。そして、泉南市のすべての子ども施設で働く教職員や大人への研修を悉皆として、全員を『ゆうてみい（YOU TO ME）サポーター』にしてください。

これらのことは、条例改正に関係なく、すぐできることだと思います。自死事案を真摯に受け止め「こどもにやさしいまち」を真に実現するために、取り組んでいただきたいと思います。

泉南市子どもの権利に関する条例の改正案に対する意見表明

(1)はじめに——意見表明の理由について

決して再び、子どもの自死を起こさない決意をもって、泉南市に子どもの権利救済制度を創設しようとする今回の条例改正は、私は積極的に評価するものです。

とともに、市長をはじめ関係職員の皆さんの努力と熱意に敬意を表するものです。

それだけに、子どもの権利救済のための公的第三者機関としての実効性が、現実期待できるものとなるよう、改めて以下に意見表明致します。

かく申しますのも、現在公表されている条例改正案では、「決して再び子どもの自死を起こさない」そのための救済機関としての実効性が、十分に担保されるとは言い難く、その脆弱な部分について、必要な見直しを図るべきであると考えからです。

(2)今回の条例改正を必要とする立法事実について

まず、今回の条例改正は、なぜこれを行うのか。その立法事実は次の二つだと考えます。

第一の立法事実は、2022 年 3 月の□□さんの自死を防ぎ得なかった——泉南市には子どもの権利を尊重する条例があるにもかかわらず、そしてまた、彼が小学生の頃から数年間にわたって教育委員会が「教育相談」事業等を通してかかわってきたにもかかわらず——、という事実にあります。このような不幸を再発させないための条例改正だと考えます。

そこで、特に上の下線部をめぐって、泉南市子どもの権利に関する条例(以下「条例」といいます)に照らして、いづらか説明致します。

条例は、**第 3 条(子どもの権利の尊重)**で「**子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます**」と第 1 項に定めています。

これを保障するため第 2 項は、市と市民等がとりくむべき責務として「**子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し**」との原則を定め、これに則り市が果たすべき義務について、続く第 3 項および第 4 項に定めています。

さらに**第 6 条(子どもの相談と救済)**は「**子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます**」と第 1 項に定めています。そして、これを保障するため市が果たすべき義務が、続く第 2 項～第 4 項に定められています。

しかし、これら条例の規定が、□□さんにとっては「絵に描いた餅」であったことを、私たちは認めざるを得ません。条例が定める市の義務が、助けを求める子どもへの対応等の実際において、十分には果たされていなかったということを指摘せざるを得ません。そのような一連の経過からは、□□さんと類似の状況に置かれている子どもが、さらに他にも存在するのではないか、との不安と危惧を抱かざるを得ません。

以上、**条例第 3 条「子どもの権利の尊重」、そして第 6 条「相談・救済を受ける子どもの権利」**が、いづれもさんをめぐる経過の中では、尊重されていなかったという事実に対して、その現状を是正するため、今回の条例改正

が必要になっていると認識されます。

第二の立法事実は、第三者委員会が報告で既に明確に指摘しているように、 さんの自死は久しく教育委員会の合議にもかけられず、当該学校の子どもや保護者をはじめ、市民等に対する教育委員会の説明責任が果たされぬまま経過してきた——そうした不作為のみならず、その間には、条例が子どもの権利条例委員会(以下「条例委員会」)に義務付けている市長報告(2022 年 7 月)と会議開催が、同委員会を補佐する事務局を名乗る教育長名の 2 度にわたる公文書によって妨げられる利益相反行為が見られた——という事実にあります。

上の下線部について、特に条例に照らして、以下にいくつか説明致します。

条例は、**第 16 条(条例の実施に関する検証と公表)**で、条例の運営状況と条例に基づく事業等の実施状況の検証を市に義務付け(第 1 項)、それに資するために子どもの権利条例委員会(第 2 項)と市民モニター制度(第 3 項)を設けること、両者は必要な検証活動を行い、条例委員会が市長に報告し(第 4 項)、市長はこれを「市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策等に活かすものとします」と義務付けています(第 5 項)。そのために、それら条例委員会等の活動に対して「市及び子ども施設は、積極的に協力し援助するものとします」(傍点引用者)との義務規定が設けられています(第 6 項)。

しかし、これら第 16 条の規定、特に第 1 項、第 4 項、第 5 項、そして第 6 項が、とりわけ教育委員会において、ほとんど尊重されていなかったという一連の経過が——第三者委員会の報告からも——明らかになっています。条例が尊重されなかった結果、当該学校の子どもや保護者など市民等に対する教育委員会の説明責任も果たされることなく、多くの子どもや保護者に不安や不信を抱かせ、現在に至っていると受け止めざるを得ません。

それら経過の中で、極めて深刻な問題は、「条例委員会事務局」を名乗る教育長名によって、第 6 条の条例委員会に対する「積極的協力援助義務」がほぼ完全に無視されてきたことです。条例には「条例委員会事務局」は規定されていません。が、その「事務局」を恣意的に名乗って、教育長は条例委員会を補佐する立場にあるとして、第 4 項に基づく 2022 年 7 月 1 日の市長報告を阻止し、第 5 項が定める市長報告の活用をも阻止しました。この市長報告は教育委員会の説明責任の遂行を強く求めるものでしたから、第 6 項とともに第 4 項および第 5 項、さらに第 1 項が遵守されていたならば、同年 8 月末・2 学期当初段階での教育委員会による説明責任の遂行が、一定程度に期待できた可能性も考えられます。

また、この第 6 項の義務規定は「積極的に協力し援助するものとします」とあります。この「するものとする」規定は——「しなければならない」規定とはやや異なり——、行政に係る義務規定でしばしば用いられますが、そこには「原則とする」との含意があり、その例外事項の解釈や判断、対応の在り方は、行政側に裁量の余地を残すものともなります。行政の主体性や創意工夫を尊重する意味では相応に有効といえます。ただし上述の経過では、その緩やかな規定の間隙で、条例が定める「子どもの最善の利益を第一に考慮する」との本旨に大きく反する利益相反行為が、「事務局の補佐行為」だとして行われてしまいました。

付言すれば、条例委員会は、市長の附属機関として設置された公的第三者機関として、行政機関に対して一定の独立性を有する機関です(「泉南市子どもの権利に関する条例ハンドブック」の「解釈と運用」85 頁参照)。その点では新たに設置しようとする救済委員会も同様です。その独立性と第三者性が、事務局を名乗る教育長名文書によって無効化されてしまった事実は、今回の条例改正において、十分に留意しなければならない問題です。

以上、第 16 条「条例の実施に関する検証と公表」が市に課している義務が履行されず、同条が無効化されてし

まった結果、子どもをはじめ市民等に対する説明責任が果たされず経過してきた事実に対して、第 1 条「児童の権利に関する条約に基づいて、泉南市を『子どもにやさしいまち』としていく」ため、条例改正が必要になっていると認識されます。

(3) 公表された改正案において見直すべき重要部分について

以上を踏まえ、公表されている条例改正案について、以下、意見表明致します。

じつのところ以下に述べるほかにも再考を要すると思える部分は認められますが、関係職員の皆さんの努力を真摯に受け止めつつ、それらは実際の条例運営の努力により補われることを期待し、ここでは救済機関の機能の根幹に直結する重要部分のみ指摘致します。

(その 1) 改正案の第 15 条 1 項「市長及び教育委員会は共同して、」について

市長と教育委員会が共同設置者となること自体は、子どもの権利救済機関の制度設計の在り方として、特に子どもの最善の利益の観点から、相応の意義を認め得るものです。

しかしながら、泉南市においては、上述の中でも指摘し、また第三者委員会も明確に指摘しているように、さんの自死をめぐる一連の経過について、教育委員会は自らの説明責任を未だに果たしていません。その中では、不作為や利益相反が疑われる経過も認められます。それゆえ第三者委員会も、市長の附属機関として設置することを提言しています。

このような泉南市の、ある種特別な状況下において、教育委員会が適切な対応をとらないまま市長と共同で救済委員会を設置するということは、子どもたちや市民等から見れば、救済委員会の実効性そのものに疑念や懸念を抱かせるものになるのではないのでしょうか。

もし、教育委員会が共同設置者になろうとするのならば、教育委員会は議会と子どもを含む市民等に対して、現在に至る経過等における諸問題について、その総括を真摯に行い、自らの説明責任を誠意をもって遂行し、必要適切な対応・対処をとらねばなりません。

(その 2) 改正案の第 17 条 1 項「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとし、」について

既に指摘したように、この「するものとし」との規定では、条例委員会の市長報告が阻止されたと同様の事態が再び起こる可能性が懸念されます。さんのケースでは条例委員会は繰り返し教育委員会に報告を求めましたが、その報告がなされないばかりか、市長報告が阻止されました。この前例からすると、行政機関が直接かかわって打開がはかられないようなケースで救済申立てがなされた場合、救済委員会の調査介入を当該行政機関が直ちには受け付けない蓋然性も否めません。「するものとし」は、そのような余地を残すとも解し得るからです。救済委員会に不可欠な調査権の実効性を担保するためには、「独立性を尊重し、積極的に協力し援助しなければなりません。」と改めるべきであると考えます。

また、今回の改正案の全体を見ると、救済委員に対しては、第 15 条 3 項で「自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません」と強く責務を課し、また第 16 条 3 項では「第 1 項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します」と、かなり具体的に年次的な総括と報告と公表の義務を課しています。

しかし、それらを受け止めるべく、設置者たる市長と市の実施機関が、救済委員の義務履行に対応するだけの行政

上の責務を積極的に担おうとしなければ——救済委員が行政上の権限を持たず月に数回勤務する非常勤であることに留意すればなおさら——、調査をはじめ救済委員の義務履行は、実効性の希薄な形だけのものになることが懸念されます。

したがって、救済委員会が自らの責務(第 15 条 3 項)に忠実に、その調査を有効に実施し、総括・報告・公表の義務を適正に遂行できるようにするためには、この第 17 条 1 項が定める市の実施機関の責務規定は、より明確な制度上の「独立性尊重義務」および「積極的協力援助義務」とする——すなわち「するものとし」ではなく「しなければならぬ」との——規定を以て、救済委員会の条例上の機能を十分に発揮せしめる仕組みとしなければなりません。これは繰り返しますが、上述の市長報告妨害の前例があるだけに、特に留意して、救済委員会の独立・第三者性と実効性を確保するために、見直しを要する部分です。

(その 3) 改正案の第 17 条 2 項「市長は、前条第 1 項各号に規定する職務の遂行に必要な補佐を行うために、子どもの権利相談員を置きます。」について

市長が「救済委員会の職務遂行を補佐する相談員」を置くとの規定からすると、月に数回程度の勤務となる救済委員に代わって、ほぼ常勤に近い勤務が想定される「相談員」が、実質的には救済委員の職務を代行してしまうような「補佐」に陥る可能性があります。

その際、「相談員」は市長に委嘱される地方自治法上の専門委員として置くこととなるでしょうが、専門委員は地方自治法上、合議に参加する委員ではなく、単独で職務を請け負う委員であることから、委嘱者である市長の意を受けて——つまりは事務局担当の行政職員の意を受けて——救済委員を「補佐する」という実態がつけられることになります。

これでは、救済委員会の独立性も第三者性も、さらに専門性も、ほとんど担保されなくなるおそれがあります。救済委員はせいぜい相談員の形式的なスーパーバイザーようになり、いわば名誉職化して、「形だけの公的第三者機関」になる懸念が大と考えられます。

このような重大な懸念がもたれる同項案には、致命的な欠陥が二つ、認められます。

欠陥の一つは、「子どもの権利相談員」というスタッフを置くことは実際の運営上に必要なことですが、それは条例上でなくとも規則等で定め得るものです。それを、相談員による救済委員会に対する「補佐」のみが一方的に規定される関係として、条例上に位置付けることが問題です。その一方的な関係を、条例に強いて規定することとなると、救済委員の責務(第 15 条 3 項)と、相談員の補佐(第 17 条 2 項)とが、救済委員会の職務(第 16 条 1 項)をめぐる、不調和もしくは対立関係を産み出すことも大いに懸念されます。その結果として、やはり救済委員の名誉職化、形骸化が懸念されるものになるといえます。

欠陥の二つは、常勤の行政職員が担当する事務局が、この改正案では隠されていることです。既述の通り、条例委員会の市長報告が「事務局」によって阻止された前例からも明らかなように、地方自治法上の附属機関の事務局は、相当に大きな影響力を行使できる立場にあります。救済委員会の独立性や第三者性の成否を左右するのが、事務局です。その事務局を条例上に位置付けずに、事務局の実質的な指示を受けて動かざるを得ない「相談員」のみが位置づけられ、それが救済委員を「補佐する」という仕組みは、どう考えても、救済委員会の独立・第三者性を大きく損なうものになると言わざるを得ません。

それに対して、私たち条例委員会が「第 13 次市長報告(第 2 回)」(2023 年 10 月 18 日)において提案した改正試案は、事務局を担当する職員と救済委員会との関係を明示的に規定しています。それを踏まえ、この第 17 条 2 項は、現在の改正案を見直して次の改正案とすることにより、救済委員会の独立・第三者性および実効性が担保さ

れるといえます。

すなわち「救済委員の事務局を担う市の機関の職員は、前条第 1 項各号に規定する救済委員会の職務に係る事務について、これを救済委員会の命に服して所掌し、及び必要な補佐を務め、以て第 15 条第 3 項の救済委員会の責務の遂行がはかられるよう、不断に努めなければなりません。」と、改める必要があると考えます。

このように、事務局の担当職員が救済委員会の命に服する中で必要な補佐を務めるという関係を条例上に明示的に規定することによって、事務局担当職員の「努めなければなりません」という責務規定は、第 15 条 3 項の「その職務の遂行に努めなければなりません」との救済委員会の責務規定と、相互に響き合い対応しあうものとなります。これにより、救済委員会の独立・第三者性は、制度運営の実際において確保し得るものと期待できます。

いうまでもなく、子どもたちをはじめ救済委員会に相談や救済申立てを行おうとする市民等にとっては、救済委員会の事務局が、真に独立・第三者の機関の事務局として対応してくれるかどうかは、極めて重要な問題です。端的には、相談の秘密が守られるか、本当に子どもの最善の利益を第一に考えてくれるのか、所詮は学校や行政側の立場に立つのではないか、等々の不安や危惧、懸念を抱くのは自然なことです。それゆえに、「救済委員会の命に服して、事務局を担当する」という規定が明確になされることは、市民等からの信頼を得て、この制度の実効性を産み出していく上で必要不可欠であり、極めて重要なのです。

なお、地方自治法上の附属機関の設置には条例制定が必要ですが、その事務局を条例上に定めることが「地方自治法上できない」などとの意見もあるようです。しかし、川崎市の市民オンブズマンや人権オンブズパーソン、川西市の子どもの人権オンブズパーソンの設置条例には、その条例上に「事務局を置く」と明示する規定がなされています。それは、川西市の条例制定に私自身が直接携わった経験から申し上げれば、それらの自治体では、地方自治の本旨に照らして子どもを含む住民の利益を守るために、行政権からの独立性を持つ公的第三者機関の意義を確かに認識し、自治体の主体的な制度設計がなされたからです。

地方自治法は、日本国憲法が第 92 条で国民に保障する「地方自治の本旨」に基づく法です。この「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」にあります。団体自治は国の政府に対する自治体の主体的な自治です。住民自治は住民の参加と創意工夫によってつくる住民のための自治です。この地方自治の本旨に照らして、さらにまた一昨年施行された「こども基本法」に照らして、子どもの最善の利益を第一に考慮して、必要な条例改正案の見直しが泉南市の主体と創意工夫において図られるよう、切に期待するものです。

(4)意見表明のわりに

私は、教育学と子どもの権利を専門とする研究者として、泉南市子どもの権利に関する条例に、その制定時から関わらせて頂き、現在に至っています。その中で繰り返し申し上げてきましたが、この条例の実施と運営において泉南市が誇れることは、第一に「子どもの参加」を育ててきたこと、第二に条例委員会や市民モニター制度、ゆうてみいサポーター等、「市民の参加」の土壌を耕してきたこと、第三には、子どもの権利条例を大切に育てていこうとする「職員の参加」その熱意と姿勢——条例委員会報告書が耳の痛い内容であったとしても条例規定に忠実に市民等に公表してきた努力をはじめ——にあると認識しています。

それらの真価が、今問われています。いうまでもなく、さんの自死に対して、どう向き合っていくのか。その事実を心に刻むなか、これから改めて、真に条例に根差して「子どもにやさしいまち」をどのように、建設していこうとするのか。問われています。

「子どもにやさしいまち」の建設を目指してきた泉南市子どもの権利条例は、今、重大な岐路に立ち至っていると思え

ます。

このような思いから、以上の意見表明を行いました。それらにかかわって、もし必要ならば議会の皆さんの質疑等にも応じる用意がある旨、ここに付言しておきます。

以上

泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）に対するパブリックコメント

「泉南市子どもの権利に関する条例」を知り、権利侵害と闘いつつ自死した中学1年生の姿から学ぶこと、その後の遺族からの訴えに対する泉南市・教育委員会の対応の問題点から学ぶこと、を基底に据えて、条例改正案を読んだ。

（１）前文について

本条例が制定されて12年、条例に関心を持って過ごしてきた子ども、若者たちが「前文」を書き継いだことの意味は大変大きいと考える。

さらに、その内容の深さを泉南市、泉南市教育委員会、市議会、市民が受け止めていかなければならないと考える。「権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」「権利」は条例に書かれているだけでは「絵に描いた餅」でしかなく、かえって人を苦しめることにもなる。「権利」は、条例に書かれた文言を具体的に実現していこうとする人と人との日々の取り組みを通じてこそ見えてくるものだと思われ受け止めた。

（２）第3章 子どもの権利の救済（新設）について

新設される権利救済委員会の意義は、その第三者性、独立性、実効性がどのように確保されるのかにかかっている。持ち込まれる案件は、学校等の身近な機関、さらには市や教育委員会等の実施機関に訴えながら分かってもらえないと、対立感や疎外感を抱いている場合も多い。だから、市民・子どもが安心してアクセスできるためには、実施機関からの独立性が確保されていることが条例に明示される必要がある。

第17条の強化が必要である。

①「市及び市が設置する子ども施設は、」→「市長及び教育委員会及び市が設置する」

下線部を加える。教育委員会の責務を明示する必要がある。

②「するものとし、」→「しなければならない。」

市の責務であることを明記する必要がある。

③子どもの権利相談員とは別に、事務局の規定を加える必要がある。

救済委員会の職務の遂行を実効性のあるものにするためには、「子どもの権利に関する条例」を基盤とし、救済委員と連携し、日々の事務処理、事務文書の整理・保管、庁内連絡等、事務に責任を持つ所管の規定が必要である。

泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）に対する意見として

令和4年3月の中学生の自死事案は、泉南市で子どもを育てる市民にとって大きな衝撃であり、いまだ拭えぬ不安を残しています。なぜなら、泉南市中学生自死の重大事態の調査を行った第三者委員会の調査報告より、子どもが教育機関との関係の中で自死に追い込まれた事実が明らかになった現在においても、積極的な具体的改善策が示されていない現状の中にあるからです。そのような中検討されている『子どもの救済委員会』は、市民にとって、何より子どもたちにとって、信頼できるものになるべく設置されることを市民として期待します。

子どもをはじめとする市民の積極的な支持と信頼を得ることのできる救済委員会であるよう、その実効性が担保され、不幸な事態を再び繰り返さないことが、子どもたちに約束される条例改正であることを望み、下記の2点について条例案を再度検討していただきたいと思います。

①第15条 市長及び教育委員会の共同設置について

令和4年3月の中学生の自死事案は、教育機関との関係において子どもが自死に追い込まれた事実が第三者委員会の調査報告により指摘されましたが、しかしその後、いまだ具体的改善策が明らかに提示されていない現状があります。そのような中で、教育委員会が共同設置者となることについて、市民としては、救済委員会に申し立てした課題が泉南市の教育機関と関わる重篤な内容の場合、うやむやにされてしまうのではないかという不安を払拭することができません。「共同設置することにより、救済委員会が調査等を行う場合に、施設がしっかりと積極的に協力できるようにとの趣旨」で共同設置とするならば、第17条（救済委員会に関する市等の責務）を、市や市の施設、すなわち大人の裁量の余地を残すあいまいなものとせず、子どもの最善の利益のためにのみ行動するよう、市の責務を具体的にしたいと思っています。

②第17条1項「積極的に協力し援助するものとし」で救済委員会の実効性が担保できるかの懸念

第17条1項では、「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとし」となっています。現行の『泉南市子どもの権利に関する条例』第12条4項における、安全委員会の活動に対しての市の責務、および、第16条6項における、条例委員会及び、市民モニターの活動に対しての市の責務がいずれも「積極的に協力し援助するものとし」になっており、それに合わせたものと推測されます。

しかし、この義務規定の現行条例のもとで、中学生の自死事案を取り扱った条例委員会の活動は、教育長発出の公文書によって制限されることとなりました。**要するに「するものとする」の現行条例の規定では、救済委員会の活動の独立性、自律性が十分に尊重され、市や市が設置することも施設等からの積極的な協力と援助が十分に担保されないことが、これまでの泉南市で起こった事実の積み重ねから懸念される訳です。**すなわち、市民から見た時に、第17条1項は、「市や市の設置する子ども施設に対して不都合な申し立てであったとしても、子どもの最善の利益のために活動する救済委員会の実効性が担保されるのだ。」と市民が信頼し安心できるものとして、十分に市の責務を定めていないと考えます。

現行の泉南市子どもの権利に関する条例において、市の附属機関に対して、市がいかなる義務を負うのか明らかにされていないため、附属機関の実効性の担保が難しくなっていることは、中学生自死に係る第三者委員会報告書の「再発防止に向けての提言」の中でも、すでに指摘されているところですが、条例改正案の第17条の市の責務は、現行条例同様あいまいなままで、「再発防止に向けての提言」が十分に反映されたとは言い難いと思われます。その中で設置される救済委員会で、2度と同じことを起こさせないという市の覚悟は、子どもたちと子どもに関わる全ての人に伝わり、市民の支持を得ることができるものになっていくのか疑問と不安が残ります。

また、第15条3項で、「救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。」と、救済委員会の義務を強く規定しています。ここからイメージされる救済委員会は、子どもが本当に助けを求めている時に、周りの大人の都合に左右されず、最後まで子どもの立場で力になってくれる覚悟を持って職務に当たってくれる人です。そのように救済委員会が第15条3項に述べられた職務を遂行するためには、救済委員会が必要とする場合において、市と市が設置する子ども施設にも、救済委員と同様の子どもの権利を尊重する強い意志や覚悟をもって、援助し協力してもらいたいと願います。そのためには、第15条3項「努めなければなりません」と同様に、17条1項にも「協力し援助しなければなりません。」との強い義務規定が市の責任として明記されるべきではないかと考えます。

最後に、救済委員会設置にあたり、市の責務を明らかにすることは、救済委員会の実効性を担保するために何より重要であり、市が市民から信頼されるために特に重要な規定であると考えます。

また、市の責務を明らかにすることは、第 17 条 2 項に定める、子どもの権利相談員を始め、子どもに関わる市の職員が、公的良心のもとに行動できることを保障すること、すなわち、市や教育委員会の意思決定と目の前の子どもの最善の利益との間で、板挟みにならないことにもつながることも付言いたします。

子どもの権利に関する条例改正案についてのパブリックコメント

泉南市子どもの権利条例委員会に参加する委員として、また泉南市の市民として、条例改正案についての考えを述べたいと思います。

①案第 15 条、救済委員会の設置について

市長と教育委員会が共同して設置とありますが、第三者委員会の報告が 5 月に公表されたにもかかわらず、教育委員会からは自死事案についての総括や再発防止策など子供を含む市民に対して説明が未だになされていません。教育相談において相談（条例第 4 条、子どもの意見の表明）をしていた中学生に対して、何を行って何を行わなかったのか（条例第 3 条、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を擁護するように努めたか）。

教育委員会が反省と改善点を今もって明確にできないなら、救済委員会が機能するとは考えにくいのです。自死事案の調査に係る第三者委員会の報告書に述べられた再発防止に向けた提言も果たしてどれほど進んでいるのでしょうか。

救済委員会の設置は市長が主導すべきと考えます。

②案第 17 条、救済委員会の職務遂行に対しての、市及び子ども施設の協力・援助の義務規定について

現在の条例第 15 条第 6 項において、「条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします」とあるにも関わらず、2022 年に条例委員会が基本調査を提示するよう求めても提供されず、遺族とのやり取り方法の提案へも 3 部長連名によって却下され、第 10 次市長報告の提出は教育庁の名の下に妨害されるということがありました。

つまり行政が「～するものとします」という言葉では委員会への協力義務が遂行されなかった事実があるのです。

救済委員会への協力義務はさらに強く規定すべきと考えます。

③事務局の位置付け

救済委員会の職務に関する事務局の位置付けについては、条例委員会分科会から詳しく提言されているはずですので、詳細はそちらに譲ります。

市民として何より心配なのは、事務局を担う職員が行政や学校の側に立った行動や発言をしないかということです。子どもの権利を深く理解し、子どもの最善の利益を考慮し尊重するためには、第三者機関として救済委員会の独立性が大変重要ですが、子どもを含む市民の申し立てをどう受け止め対応していくか、寄り添っていけるか、条例の実効性に大いにかかわることになります。

・最後に、市民としての想い

我が子や知り合いの子どもがいじめられた時の学校の対応には、よかったこともあれば、首をかしげるようなこともありました。社会には理不尽なことも多く、おとなでさえ声を上げることが叶わない状況もあります。ましてや子どもにおいては尚更です。

人間は弱い。けれど、せめて社会を守る土台である法においては誰もが等しく、子どもの権利は特に大事にしていかなければならないと思います。

条例が存在しても確実に実行されなければ「子どもにやさしいまち」は実現しません。職員の皆さんの熱意と努力がどうか条例の実効性、すなわち子どもの権利の擁護に結びつくよう願っています。

泉南市子どもの権利に関する条例改正(案)に対するパブリックコメント

私は、泉南市子どもの権利条例委員会（以下、条例委員会）の委員をしております。泉南市子どもの権利に関する条例改正（案）について、条例委員会において、担当職員のみなさんとともに検討してまいりました。2022年3月に亡くなった中学生の自死を受け止め、二度と再び子どもの自死を繰り返さないために何ができるのか、自分自身に問い、考え、言葉にし、話し合う時間は苦しいものでした。

その中で、泉南市が公的第三者機関として、子どもの権利救済の制度を設置するという方針を出されたことが大きな希望となりました。そもそも泉南市子どもの権利に関する条例制定時より、第6条子どもの相談と救済において、もっぱら子どもの最善の利益のみに関心をもって、一定の独立性と第三者性を保持して、子どもに関する相談や調整の活動に関わることができる仕組みが必要であると、「公的第三者機関」の設置について議論し続けてた12年です。すでに子どもの相談を担う実施機関があること、財政的な事情などにより、なかなか前へすすまない状況において、子どもの自死が設置の後押しをしたというのは、非常に残念な思いですが、おとなの責任として、「公的第三者機関」の設置をなんとかしてでもやり遂げ、絵に描いた餅ではなく、子ども、市民誰でもが使える人権機関として機能する条例改正案を求めます。

ついては、「子どもの権利救済機関としての実効性のある独立性と第三者性」を確保するため、改正案17条（救済委員会に関する市等の責務）の次の点の見直しが必要ではないかと考えます。

1項の「市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助するものとし、それ以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。」において、教育委員会や学校を含む市の実施機関の救済機関に対する独立性尊重義務、積極的協力援助義務のより明確な規定が必要だと考えます。

2項の「市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補佐を行うために、子どもの権利相談員を置きます。」は、救済制度の実効を左右する最も実体的な位置を占める事務局について、一切の規定がなされておらず、のみならず救済委員を補佐する相談員が一方的に位置付けられています。

私は民間団体で、いじめ・体罰・セクシュアルハラスメント等の子どもの権利侵害の相談を子どもから直接受ける仕組みにかかわっています。子どもと解決に向けて話し合い、子どもとともに関係機関に働きかけるものです。ここでの経験からも言えることは、子どもにかかわるさまざまな事象は、子どもをめぐるまわりのおとなである教員や保護者の子ども不在の思い込みやよかれと思う対応に、子どもが翻弄され、子どもの声や意思が無きものとされていく現状があり、子どもが主体を取り戻し生きていくのが困難な状況が生まれているということです。だからこそ、もっぱら子どもの最善の利益のみに関心をもって、一定の独立性と第三者性を保持して、子どもに関する相談や調整の活動に関わることができる仕組みが必要です。子ども、実施機関、保護者がともに、子どもの意見を尊重すること、子どもと一緒に考えていくことを尊重することができなければ、子どもの最善の利益など図られようもないのではないかと懸念するものです。

改正（案）の前文の最後に追加されている子どもや若者の文章を読みました。10行の中に込められた思いは、亡くなった子どもの思いであり、今を生きる泉南市の子どもたちの思いです。この思いにこたえるべく条例改正（案）の再検討を望みます。